

山陽小野田市公立大学法人評価委員会について

1 山陽小野田市公立大学法人評価委員会の位置付け

- (1) 地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条の規定により、山陽小野田市の附属機関として設置する。
- (2) 評価委員会は、中期目標の策定や中期計画の認可に際しての意見の提示、法人の業務成績についての評価を行うほか、評価結果を踏まえ必要に応じて業務運営の改善・勧告を行うなど、法人の運営に関し、第三者の視点から評価する。
- (3) 評価委員会の組織及び委員等必要な事項は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例で定める。

2 山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の概要

- (1) 委員《条例第2条・第3条》
 - ア 委員は6人以内（うち1人は公募による委員）。
 - イ 経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、市長が任命。
 - ウ 任期は2年（再任可）。
- (2) 委員長《条例第4条》
 - ア 委員の互選により選任。
 - イ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - ウ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (3) 会議《条例第5条》
 - ア 委員長が会議を招集し、議長に就任。
 - イ 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - ウ 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(4) 委員報酬（「山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例」で規定）

日額 2,000円

※山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例

（報酬の額）第3条第2項

前条第1項第11号に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額5,300円（特殊な勤務条件にある者にあつては、5,300円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額）とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内で月額をもって定めることができる。

附 則

6 当分の間、第3条第2項中「5,300円」とあるのは「2,000円」とする。

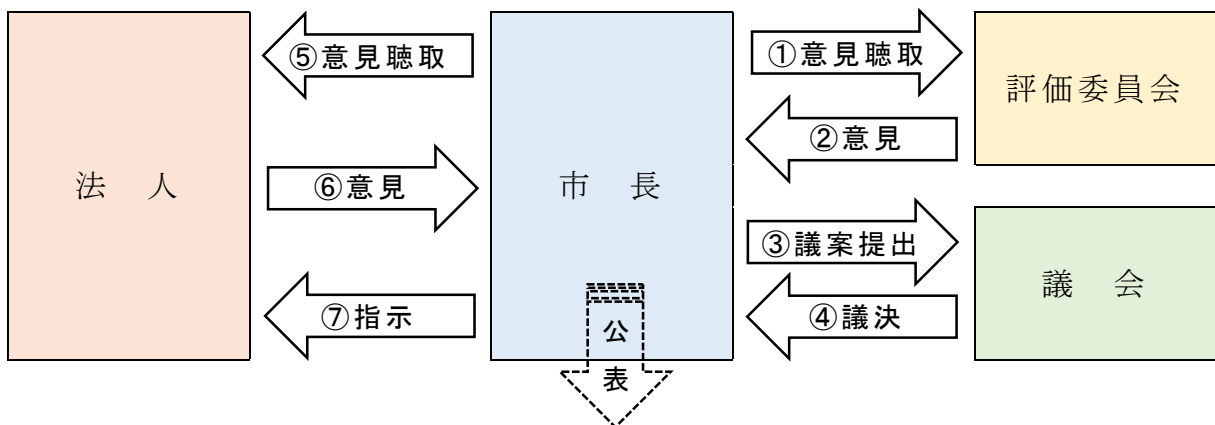
3 山陽小野田市公立大学法人評価委員会の業務内容

項目	業務内容	根拠法令
法人の業務実績に関する評価	各事業年度における業務の実績についての評価	法第28条第1項
	中期目標期間における業務の実績についての評価（認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。）	法第30条第1項（法第79条）
	法人への評価結果の通知及び必要に応じた業務運営の改善その他の勧告	法第28条第3項 法第30条第3項
	上記通知等に係る市長への報告及び公表	法第28条第4項 法第30条第3項
市長が評価	業務方法書	業務方法書を市長が認可しようとするときの意見 法第22条第3項
	中期目標	市長が中期目標を定め、又は変更しようとするときの意見 法第25条第3項
	中期計画	中期計画を市長が認可しようとするときの意見 法第26条第3項

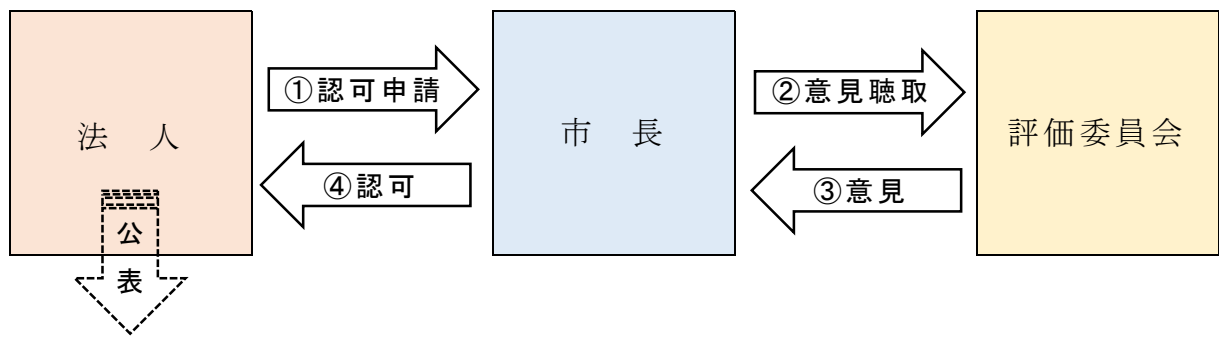
項目		業務内容	根拠法令
委員会の意見を聴くもの	中期目標期間終了時	中期目標期間の終了時において、市長が法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっての意見	法第 31 条第 2 項
	財務関係	財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）	法第 34 条第 3 項
		毎事業年度の残余の額を、中期計画に定める剰余金の使途に充てることを市長が承認しようとするときの意見	法第 40 条第 5 項
		積立金を、次期中期目標期間における業務の財源に充てることを市長が承認しようとするときの意見	法第 40 条第 5 項
		中期計画に定める短期借入金の限度額を超えた短期借入を市長が認可しようとするときの意見	法第 41 条第 4 項
		短期借入金の借り換えを市長が認可しようとするときの意見	法第 41 条第 4 項
		条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することを市長が認可しようとするときの意見	法第 44 条第 2 項
市長への申出	法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に係る市長への意見の申出	法第 56 条第 1 項	

4 評価委員会が行う主な業務の流れ

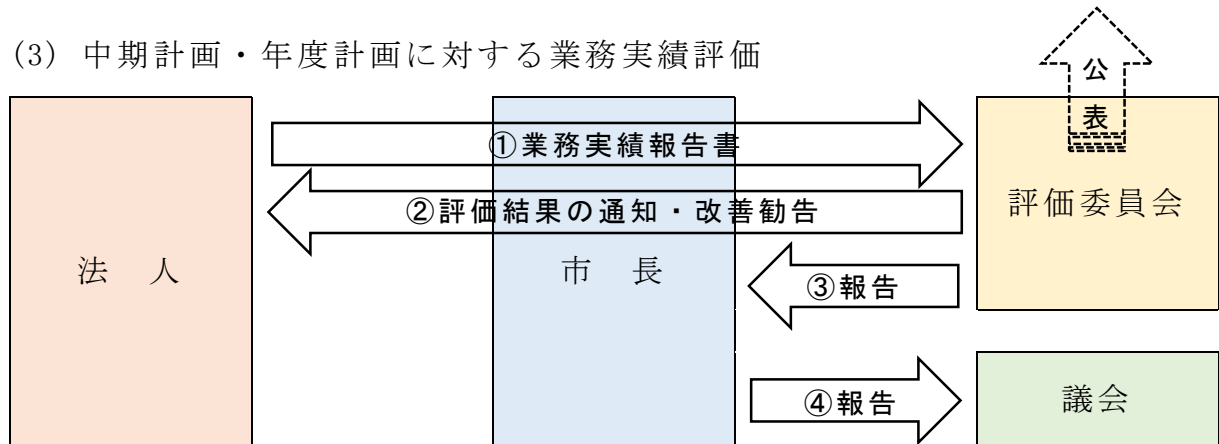
(1) 中期目標（法人化移行時）



(2) 中期計画・業務方法書



(3) 中期計画・年度計画に対する業務実績評価



(4) 組織・業務の見直し



■ 中期目標・中期計画

中期目標は、公立大学法人が、6年間に於いて、達成すべき大学運営に関する目標で、市長が定め、公立大学法人に対して指示することになっていす。

これは、公立大学法人が中期計画を作成する際の指針となるものであり、また、期間終了後に評価を行う上での基準にもなります。

中期計画は、市長から指示された中期目標に基づき、その目標を達成させるために、公立大学法人自らが作成する計画です。

	中期目標	中期計画
作成主体	市長	公立大学法人
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が公立大学法人に達成を期待する目標です ・市長が法人に指示します 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標を達成するための具体的な計画です
作成手続	<p>あらかじめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮します ・評価委員会の意見を聴かなければなりません ・議会の議決が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が作成する中期目標に基づき作成します ・市長の認可が必要です
期間	6年	6年
記載事項	<p><法定事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の期間 ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ・業務運営の改善及び効率化に関する事項 ・財務の改善に関する事項 ・教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ・その他業務運営に関する重要事項 	<p><法定事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額 ・重要財産の処分（譲渡・担保提供）計画 ・剰余金の使途 ・その他市の規則で定める業務運営に関する事項